

平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業)  
のうち二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業  
受診事業所 公募要領

平成27年4月

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）では、環境省から平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）の交付決定を受け、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業に対する補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、本補助金の補助事業として選定された場合には、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に実施していただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに[二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）交付要綱（環地温発第15040941）](#)（以下「要綱」という。）及び経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業実施要領（環地温発第15040942（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、組合の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。

- ・ 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 補助事業完了後も、事業報告書（診断結果の活用状況等）の提出が必要です。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、組合より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消やそれに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

## 目 次

1. 本補助金の目的	・ ・ ・ ・ 3
2. 本補助金の事業内容	・ ・ ・ ・ 3
3. 診断事業の手順（補助対象事業の選定、補助金の交付等）	・ ・ ・ ・ 6
4. 応募に当たっての留意事項	・ ・ ・ 1 1
5. 応募の方法	・ ・ ・ 1 1
6. 問い合わせ先	・ ・ ・ 1 3
7. 情報の取り扱い	・ ・ ・ 1 4
8. エネルギー起源二酸化炭素排出量の計算	・ ・ ・ 1 4
○本補助金における利益等排除について	・ ・ ・ 1 7
1. 利益等排除の対象範囲	
2. 利益排除の方法	
別紙1 暴力団排除に関する制約事項	・ ・ ・ 1 8
別紙2 個人情報のお取り扱いについて	・ ・ ・ 1 9
様式1 応募申請書	
様式2 診断を希望する事業所の概要	
添付資料 日本標準産業分類コード表	
別添 エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書	

## 1. 本補助金の目的

電力価格の上昇や、火力発電量の増加により二酸化炭素排出量の増加が懸念され、さらなる二酸化炭素削減への経済的且つ効果的な対策が急務となっています。

このため、工場や業務用ビル等の事業所における既存機器の運用改善や高効率設備の導入等を促進する必要があり、短期間で投資回収可能な対策技術に関する適切な情報提供や投資リスクの低減など、経済性に優れた効果的な対策の提案を行っていくことが重要です。

本補助金は、工場や業務用ビル等の事業所におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業の実施を支援することにより、事業者自身の取組による設備機器の効率的な運用や低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。

## 2. 本補助金の事業内容

### (1) 事業概要

本補助金の交付の決定を受けた「組合」は、工場及び業務用ビル等の事業所（以下「受診事業所」という。）を対象に、環境省が業務を委託した株式会社三菱総合研究所（以下「(株)三菱総合研究所」という。）が公募により募集する診断機関による二酸化炭素削減ポテンシャル診断を実施いただきます。組合が受診事業所において適用可能な具体的な二酸化炭素削減対策（設備更新・導入、運用改善等の対策方法別の二酸化炭素削減量及び実施に係るコスト等）の提案を受ける事業に対し、当該事業を行うために必要な経費を補助金として交付します。診断結果は受診事業者により組合及び環境省に報告され、受診事業所における今後の二酸化炭素削減対策の実施検討に活用していただくことが期待されます。

### (2) 補助金の対象となる応募申請者及び対象事業所

①補助金の交付を申請できる者は、次の a から f に掲げる者とします。

- a 民間企業
- b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

e 法律により直接設立された法人

「法律により直接設立された法人」に該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可書等の写しの提出が必要です。

f その他環境大臣の承認を得て組合が適当と認める者

②受診事業所は、直近年度における二酸化炭素の年間排出量が50トン以上である事業所とします。なお、過年度に「CO2削減・節電ポテンシャル診断」を受診した事業所は対象外とします。(同一事業者であっても別の事業所であれば対象となります。)

### (3) 受診事業所の要件

下記に示すア及びイをいずれも満たすことを応募申請の要件とします。

ア 事業を行うために必要な費用を適切に調達でき、財務状況が健全であること。

イ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

### (4) 補助金の算定方法

交付申請額の上限は表1に掲げるとおりです(受診事業所の規模(年間CO2排出量)やデータ計測の有無により、募集のコースを6つに分類します。)

補助金の交付額(支払額)は上記申請額のうち、組合から認められた額(交付決定額)と、実際に補助事業に要した経費を比較して少ない方の額とします。

(表1)

受診事業所の規模(年間CO2排出量)	募集コース	上限額(税別)
6,000t以上	計測あり	190万円
	計測なし	95万円
3,000t以上 6,000t未満	計測あり	150万円
	計測なし	75万円
50t以上 3,000t未満	計測あり	100万円
	計測なし	50万円

※計測ありのコース(設備等のエネルギー使用量等を計測する場合)

受診事業所が所有する資料の分析、現地調査に加え、受診事業所のエネルギー計測(数日~1週間程度を予定)による診断を実施。

※計測なしのコース(設備等のエネルギー使用量等を計測しない場合)

受診事業所が所有する資料（エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、過去の診断結果等）の分析、現地調査（現場ヒアリング・現場確認等）により診断を実施

なお、地方公共団体における消費税の取り扱いについては、本事業に要する経費を一般会計で処理される場合は、定額の補助金に消費税をかけた金額を申請できるものとします。

ただし、地方の公共団体の特別会計等で課税義務者となっておられる事業所が申請される場合は、他の事業者と同様消費税抜きの額を交付します。

#### 地方公共団体で消費税非課税義務者の場合の基準額

{消費税込み（定額×1.08%）で申請出来る場合の上限}は下記の通り。

受診事業所の規模（年間CO2排出量）	募集コース	上限額（税別）
6,000t以上	計測あり	205.2万円
	計測なし	102.6万円
3,000t以上 6,000t未満	計測あり	162万円
	計測なし	81万円
50t以上 3,000t未満	計測あり	108万円
	計測なし	54万円

#### (5) 補助対象経費

二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業に係る委託料が補助対象であり、組合より交付決定を通知した後に発注等を行った経費に限ります。

#### (6) 診断実施期間

交付決定の日から平成27年12月18日までとします。なお、個々の受診事業所の診断の実施期間については、組合からの交付決定通知書に記載される期間に従っていただきます。

### (7) 実績報告書の提出

事業完了後、実績報告書を提出いただきますが、実績報告書の提出に当たっては以下3点を診断機関から受領の上、添付する必要がありますので留意してください。

- ・診断結果報告書
- ・領収書
- ・診断結果報告書確認証（3,000トンCO<sub>2</sub>/年以上のみ）

上記のうち、「診断結果報告書確認証」については、診断機関が作成した診断結果報告書の記載内容を(株)三菱総合研究所が確認（2回確認実施）した後、(株)三菱総合研究所から診断機関へ発行されます。

## **3. 診断事業の手順（補助対象事業の選定、補助金の交付等）**

### (1) 応募申請

応募申請書※に、希望する診断のコースや診断内容、実施時期、及び年間CO<sub>2</sub>排出量等を記入して提出してください。

### (2) 採択の通知

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された応募申請書等をもとに、2.（2）及び（3）に掲げる要件を満たしているか審査を行い、組合より採択の可否を通知します。

年間CO <sub>2</sub> 排出量	公 募 期 間
3,000t以上	平成27年5月11日(月)～平成27年6月19日(金)17時必着
50t以上3,000t未満	平成27年5月11日(月)～平成27年5月29日(金)17時必着

※原則として先着順になります。書類に不備がある場合には、審査が開始できませんのでご注意ください

### (3) 診断機関の決定

応募者の選定後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。

2.（2）及び（3）に掲げる要件に適合する応募申請であっても、応募内容によっては診断の実施に適した機関がない場合など、補助事業が実施できないと判断した場合は不採択とする場合もありますのでご了承ください。なお、審査結果に対するご意見は対応致しかねます。

また、申請内容の一部が実施不可能と判断した場合は、補助金の減額を行う場合があります。

応募者と診断機関とのマッチングについては、(株)三菱総合研究所が行います。応募者が希望する診断が、2.(4)表1の規模及びデータ計測の有無による6コースのいずれに当てはまるか、応募者の地域・業種、受診を希望される診断機関等を踏まえ、診断機関の診断可能な地域、業種、件数等を勘案し、診断機関に確認した上で決定します。その際、あわせて補助事業完了予定日をお知らせします。応募者とのマッチングの都合によっては、応募時に希望した診断機関と異なる可能性もありますのでご注意ください。なお、診断機関のマッチングには(株)三菱総合研究所において最大限の努力がなされるものと承知していますが、対応可能な診断機関がない等マッチングが成立しなかった場合には、採択されても最終的な補助金の交付決定ができないことをご理解ください。

#### (4) 交付申請

採択通知を受け、診断機関とのマッチングが成立した事業者には、補助金の交付申請を組合に提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。

診断事業をスムーズに進めるため、交付申請はマッチング成立後2週間以内に提出して頂きます。

組合は、提出された交付申請書の内容について次の事項等を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の計画が整っていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

#### (5) 契約書の締結

受診事業所は、組合からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

受診事業所が診断機関を含む事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下にご留意ください。

- ・ **契約日及び発注日が交付決定日以降となるよう注意してください。**
- ・ 契約書には診断事業に要した経費（診断機関の人件費等）の根拠資料（人件費単価が確認できる資料、日報等）の提出を求める内容を記載してください。



受診事業所は、補助事業の内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、補助金計画変更承認申請書を組合に提出する必要があります。

#### (6) 遂行状況報告の実施

診断機関と診断内容を適宜協議し、診断を実施してください。

診断の遂行状況は、組合に報告してください。

計画変更がある場合は、速やかに組合へ相談・申請をしてください。

#### (7) 診断結果報告書の受領

3,000トンCO<sub>2</sub>/年以上の事業所の場合は、診断結果報告書に加え、診断結果報告書確認証も受領してください。

#### (8) 診断費用の支払い・領収書の受領

診断機関に診断費用を支払い、領収書を取得してください。

#### (9) 実績報告の作成・提出

補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度の1月17日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を組合宛て提出していただきます。

その際、事業の実施期間内に支払いが完了する経費が補助対象経費となります。

実績報告書には診断機関からの領収書(経費内訳書添付のこと)を添付することとしますが、実績報告書提出期限までに領収書を添付できない場合は、診断機関からの請求書(経費内訳書添付のこと)でも可とします。なお、請求書をもって実績報告を行った場合は、受診事業所が補助金を受領した日から2週間以内に診断機関からの領収書を組合に提出することとします。

また、3,000トン以上の事業所の方は、実績報告書に診断機関から提出された診断結果報告書確認証を添付していただきます。

組合は、受診事業所から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、受診事業所に交付額の確定通知をします。

なお、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。(詳細はP17「本補助金における利益等排除について」参照。)

#### (10) 補助金精算払請求書の提出

受診事業所は、組合から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、組合から補助金を支払います。

#### (11) 補助金受領・領収書の提出

組合は、原則 30 日以内に指定口座に振り込みます。

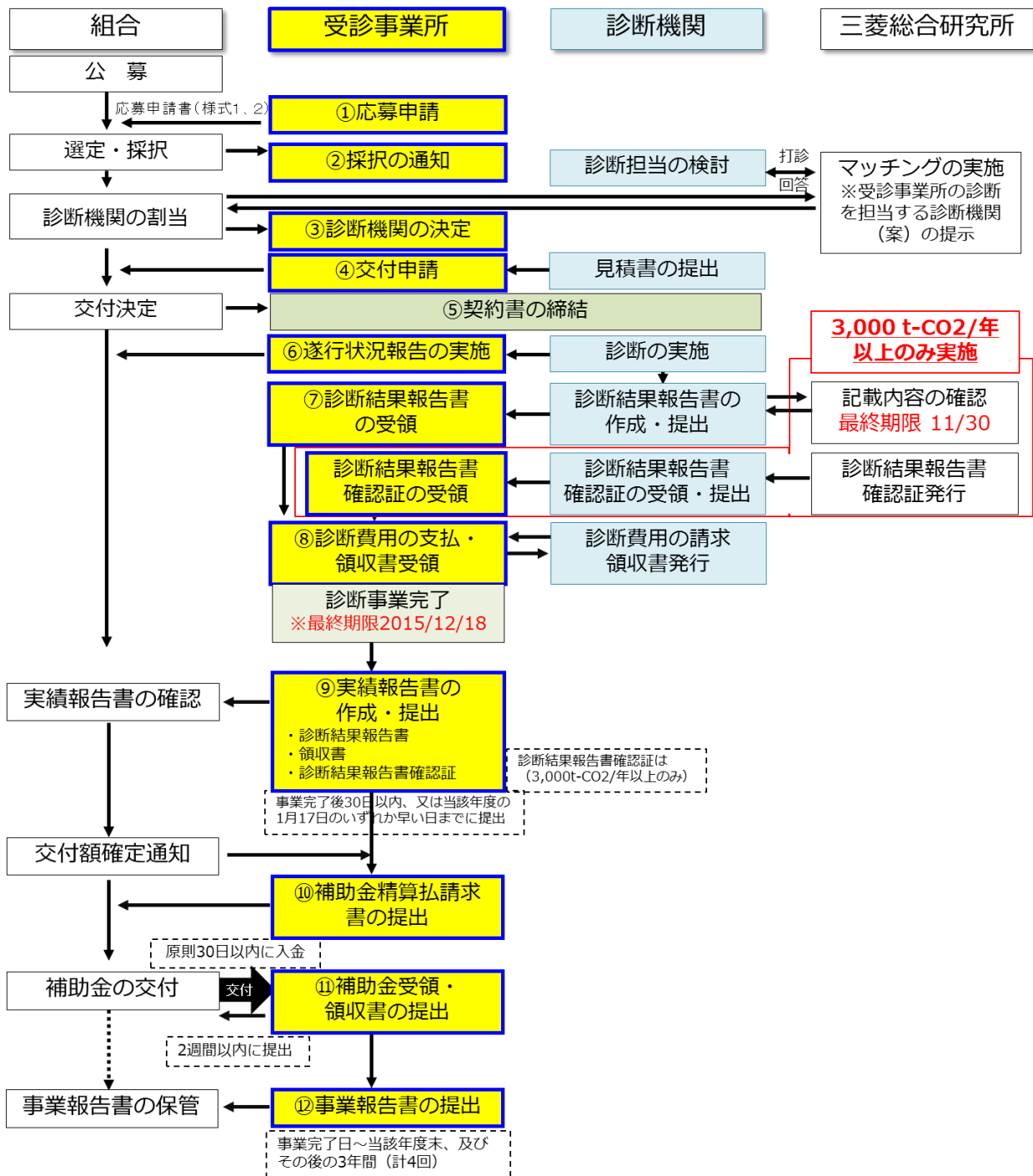
入金確認後、2 週間以内に領収書を組合に提出してください。

#### (12) 事業報告書の提出

事業完了日～当該年度末、及びその後の 3 年間は、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を毎年度提出していただくことになります。(補助金の経理書類は 5 年間保管)

上記 (1) ～ (12) の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

(参考) 診断事業のフロー図



※診断の内容、進め方の詳細は、受診事業所と実施する診断機関とで調整の上決定いたします。事業の実施状況を適宜組合へご報告いただきます。

## 4. 応募に当たっての留意事項

### (1) 事業報告書の提出

補助事業の完了後は、環境省において診断結果の活用状況等の把握を行うために、事業報告書を提出していただきます。

受診事業所は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の診断結果の活用状況等についての報告書を環境省に提出するものとします。

### (2) 補助金の経理等

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

### (3) 不正に対する交付決定の取り消し、罰則の適用

本補助金の交付については、交付決定額の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた上で、ご応募ください。

## 5. 応募の方法

### (1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のア～カに示すとおりです。

応募書類のうち、ア、イについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

- ア 応募申請書【別紙様式1】(Word(.doc)形式)
  - イ 診断を希望する事業所の概要【別紙様式2】(Word(.doc)形式)
  - ウ エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書【別紙様式2(別添)】(Excel(.xls)形式)
  - エ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
  - オ 定款又は寄附行為
  - カ 直近2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)  
(応募の申請時に、法人の設立から2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること。)
  - キ 2.(2)①に示す対象となる応募申請者のうち e「法律によって直接設立された法人」に該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可書等の写し
  - ク その他参考資料
- ※2.(2)①に示す対象となる応募申請者のうち d「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合は上記エ及びオ、カの提出は不要です。

## (2) 応募書類の提出方法及び提出先

(1)の書類(紙)と電子媒体を提出期限までに、書留郵便等の配達記録が残る方法で下記提出先へ郵送してください(提出期限必着)。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業所名及び「平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業) 応募書類」と朱書きで明記してください。

※個人情報の取り扱いについては別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上ご提出ください。

提出先：

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

〒163-0237 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル37階

## (3) 提出部数

(1)に示すア及びカの書類(紙)について、1部を提出してください。また、当該書類のWord形式の電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出してください(電子媒体にも、事業所名を必ず記載してください)。

なお、提出いただきました応募書類は返却しませんので写しを控えておいてください。

#### (4) 公募期間 (再掲)

年間 CO2 排出量	公 募 期 間
3,000 t 以上	平成 27 年 5 月 11 日(月)～平成 27 年 6 月 19 日(金) 17 時必着
50 t 以上 3,000 t 未満	平成 27 年 5 月 11 日(月)～平成 27 年 5 月 29 日(金) 17 時必着

公募期間中に受領した応募書類は上記の〆切に関わらず順次審査し、先着順で応募者を選定します。応募者の選定後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。書類に不備がある場合には審査が開始できませんのでご注意ください。

また、受付期間以降に組合に到着した書類は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

#### 6. 問い合わせ先

問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名を「受診事業所の公募に関する問い合わせ (〇〇〇)」とし、括弧内に事業所名を記入してください。

##### <受付時間>

9時30分～12時00分及び13時00分～17時00分

月曜日～金曜日 (土日、祝祭日除く)

##### <問い合わせ先>

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 担当：岩渕、河口、佐藤

E-mail : info@lcep.jp

TEL : 03-5909-0677 FAX : 03-5909-0678

## 7. 情報の取り扱い

### (1) 情報の取り扱いについて

- ①応募申請書に記載された情報は、環境省、組合、(株)三菱総合研究所及び候補となる診断機関の担当者限りの取り扱いといたします。

#### (候補となる診断機関への開示について)

応募者と診断機関のマッチングの過程において、候補となる診断機関に別紙様式2「診断を希望する事業所の概要」を開示します。開示する先の診断機関は、申請書に希望する診断機関の記載がある場合には記載された診断機関としますが、記載の無い場合、又は、「希望する診断機関」が対応できない場合には、応募者と相談の上、開示する診断機関を決定します。なお、申請書を開示する際には、入手した資料を本目的以外に使用しないことについて当該診断機関からの確約を得た上で行います。

- ②採択された事業者名及び事業所名は公表されます。
- ③診断結果報告書は、診断機関より受診事業所及び組合の他、(株)三菱総合研究所へ報告されます。また、組合は受診事業所毎の診断結果報告書を環境省に提出いたします。

### (2) 診断結果の活用について

診断結果については、環境省において効果的な二酸化炭素削減対策の取りまとめ、二酸化炭素削減対策の導入ポテンシャルの把握・普及広報などにも活用していく予定です。同意いただいた企業・事業所については、個別事例として紹介させていただきたいので、是非ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

## 8. エネルギー起源二酸化炭素排出量の計算

### (1) 算定対象ガス

事業所からの二酸化炭素排出量の算定に当たっては、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定対象とします。すなわち、重油や天然ガス等のガス等の燃料、他人から供給された電気や熱といったエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素となります。

一方で、セメントの製造等に伴う非エネルギー起源二酸化炭素や二酸化炭素以外の温室効果ガスは算定対象外となります。

## (2) 算定方法

エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定は、以下の方法によって行います。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数}$$

「事業所における平成 年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量計算書」にエネルギー使用量を記入することで、自動的に計算することができます。

エネルギー使用量は、電力料金請求書などの購買伝票等に基づく方法、または、計量器による実測に基づく方法によって確認することができます。

## (3) エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書の記入方法について

組合のウェブサイトから、計算書（応募様式2別添 二酸化炭素排出量計算書（受診事業所）。x1s）をダウンロードしてください。

事業所における平成 年度（平成 年 月 ~ 平成 年 月）のエネルギー起源二酸化炭素排出量計算書

使用量の実績を水色のセルに記入して下さい。

事業所名  
法人名

水色のセルに記入してください

- No. 1~12のエネルギー使用量は、別紙エネルギー使用量記入書（No. 1~12）に記入してください。
- No. 13~24のエネルギー使用量は、別紙エネルギー使用量記入書（No. 13~24）に記入してください。
- No. 25~32のエネルギー使用量は、別紙エネルギー使用量記入書（No. 25~32）に記入してください。
- 「その他の燃料」を使用している場合、その燃料の名前の入力、各係数を設定してください。その場合、根拠となる資料を添付してください。
- 都市ガスの発熱量換算係数は、診断結果報告書と同じ値にしてください。
- 買電（その他の電気事業者）の二酸化炭素換算係数は、診断結果報告書と同じ値にしてください。

No.	エネルギーの種類	単位	エネルギー使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	発熱量換算係数	炭素（二酸化炭素）排出係数
1	原油(コンデンセートを除く。)	kL	0.0	0	38.2 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
2	コンデンセート(NGL)	kL	0.0	0	35.9 GJ/kL	0.0184 tC/GJ
3	ガソリン	kL	0.0	0	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ
4	ナフサ	kL	0.0	0	33.6 GJ/kL	0.0182 tC/GJ
5	灯油	kL	0.0	0	33.7 GJ/kL	0.0185 tC/GJ
6						187 tC/GJ
7						189 tC/GJ
8						195 tC/GJ
9						208 tC/GJ
10						254 tC/GJ
11	石油ガス 液化石油ガス(LPG)	t	0.0	0	50.8 GJ/t	0.0161 tC/GJ
12	石油系炭化水素ガス	km <sup>3</sup>	0.0	0	44.9 GJ/km <sup>3</sup>	0.0142 tC/GJ

【集計用】エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書 エネルギー使用量記入書（1~12） エネルギー使用量記入書（1: ...）

準備完了



エネルギー使用量を入力するワークシートには、月ごとの各エネルギーの使用量を入力する表があります。燃料販売会社や電気会社からの請求書をもとに、各セルに入力してください。

No.	エネルギーの種類	単位	エネルギー使用量	CO <sub>2</sub> 量	発熱量 換算係数	炭素（二酸化炭素） 排出係数
1	原油(コンデンセートを除く。)	kL	133.0	348	38.2	0.0187
2	コンデンセート(NGL)	kL	0.0	0	35.3	0.0184
3	ガソリン	kL	0.0	0	34.6	0.0183
4	ナフサ	kL	0.0	0	33.6	0.0182

1	原油(コンデンセートを除く。)	[kl]
4月	10,000	
5月	8,000	
6月	9,000	
7月	12,000	
8月	15,000	
9月	13,000	
10月	9,000	
11月	10,000	
12月	11,000	
1月	12,000	
2月	13,000	
3月	11,000	
計	133,000	

燃料販売会社や電気会社等からの請求書等、エネルギーの使用量がわかる書類から、**エネルギーの種類ごとの月別の使用量を入力**（根拠資料として請求書等を添付）

年間のエネルギー使用量とCO<sub>2</sub>排出量が自動で計算されます。

入力を行うと、エネルギー使用量の年間合計値が自動で計算されるとともに、二酸化炭素排出量を計算するワークシートに、当該合計値と二酸化炭素排出量が自動で算出されます。

## ○本補助金における利益等排除について

本補助金において、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、補助対象事業の実績額の中に受診事業所の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、本補助金においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象範囲

受診事業所が以下の（１）又は（２）の関係にある会社から二酸化炭素削減ポテンシャル診断を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている関係会社（親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）を用います。

- （１）100%同一の資本に属するグループ企業
- （２）受診事業所の関係会社（上記（１）を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### （１）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### （２）受診事業所の関係会社（上記（１）を除く）からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (1) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

## 個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入下さいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、組合の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
  - (1) 平成 27 年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）（以下「補助事業」という。）の運営管理のための連絡。
  - (2) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
  - (3) 利用目的終了後は、組合管理分については組合が責任を持って廃棄いたします。
3. その他
  - (1) 環境省では、事業の成果を全国に広く広報する活動を行っています。同意いただいた企業・事業所については、個別事例として紹介させていただきたいので、是非ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。
  - (2) さらに、それ以外の目的で個人情報を利用させていただきたい場合が生じた時は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

### 【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡下さい。

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

電話：03-5909-0677、FAX：03-5909-0678

E-mail：info@lcep.jp

URL： <http://www.lcep.jp/>

【組合の個人情報保護管理者】 一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合  
執行理事 佐藤 修